



NIPPON KAIJI KYOKAI

No. KB23WD0010

Date: 2023年6月22日

保証声明書

2022年度GHG排出原単位

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、株式会社商船三井(以下「申請者」という)からの申請に基づき、申請者が2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)に運航した船舶を対象として、2022年度の輸送におけるGHG排出原単位の保証業務を実施した。

- 保証手続:** ① 申請者が提出した帳票データ(以下「GHG排出量データ」という)について、サンプリング手法を用いて検証を実施した。
② 申請者が算出したGHG排出原単位の算出手続について検証を実施した。

注: GHG排出原単位には、エネルギー効率運航指標(EEOI: Energy Efficiency Operational Indicator)が採用されている。GHG排出量の算出には、Global Logistics Emissions Council Framework for Logistics Emissions Accounting and Reporting (Ver. 2.0)に従って算出されたライフサイクルGHG排出量が用いられている。また、GHG排出原単位の全社平均値は各航海のEEOIを同航海のトンマイルで加重平均して算出する手法(参考手法)と、申請者が考案した、各セグメントの基準年GHG排出原単位からの増減率等を基に算出する手法(標準手法)の2つの手法で算出されている。各セグメントの標準的なEEOIの値は輸送容積あたりの重量の違いからセグメント毎に大きな差異があることが、Fourth IMO GHG Study 2020でも示されている。参考手法で算出した全社平均値は、ポートフォリオの大きなセグメントのEEOIの値の影響を大きく受ける一方、標準方式は各セグメントのポートフォリオの大きさの差に左右されず、各セグメントの原単位変動率を全社平均値に反映させる算出方法¹である。参考手法のGHG排出原単位の算出対象範囲及び算出方法は、「商船三井グループ 環境ビジョン2.1及び2.2」における2019年度GHG排出原単位の算出対象範囲及び算出方法と同様である。一方、標準手法については、「商船三井グループ 環境ビジョン2.1及び2.2」における2019年度GHG排出原単位と同様の算出対象範囲ではあるが、算出方法のみを上述の標準手法に変更したものである。

結論: 当会は、申請者が提出したGHG排出量データ、及びGHG排出量データを基に申請者が算出した2022年度の輸送におけるGHG排出原単位が適正であることを保証する。

2022年度GHG排出原単位	10.32	基準年のGHG排出原単位からの増減率等を基に算出した全社平均値(標準手法)
	gCO _{2e} /ton-mile	
	10.81	各航海のEEOIを同航海のトンマイルで加重平均した全社平均値(参考手法)
	gCO _{2e} /ton-mile	

留意事項: GHG排出量データの作成及びGHG排出原単位の算出に関する責任は申請者にあり、GHG排出量データ及びGHG排出原単位の保証に関する責任は当会にある。

一般財団法人日本海事協会
GHG部長

柴戸 博



¹ 2022年度の各航海のEEOIを、セグメント別に各航海のトンマイルで加重平均し、セグメント別のEEOI年間平均値を算出。セグメント別のEEOI年間平均値について、同様の方法で算出した2019年度(基準年)のセグメント別のEEOI年間平均値からの増減率を算出。セグメント別の増減率を2022年度のセグメント別のエネルギー消費量で加重平均し、2019年度GHG排出原単位を乗じることで、2022年度GHG排出原単位として算出。エネルギー消費量は、2022 Guidelines on the method of calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for new ships (Resolution MEPC.364(79)) (IMO EEDIガイドライン)に基づき算出。

This Report is issued subject to the condition that it is understood and agreed that neither the Society nor any of its Committees is under any circumstances whatever to be held responsible for any inaccuracy in any report or certificate issued by this Society or its Surveyors or in any entry in the Record or other publication of the Society or for any error of judgment, default or negligence of its Officers, Surveyors or Agents.